

第2回検討会における主な意見

(望ましい運営形態)

- 新国立劇場についてAを支持する。
- 財団という民間団体であるがゆえに経済界から多額の寄附を確保できており、そのメリットを生かせるよう現行のAを維持すべき。
- 積極的理由がなく、新たな特殊法人の創設が認められないから財団運営委託としたという設立経緯により仕方なくAを採用したように見えるが、説明に工夫が必要。
- 振興会基金部をアーツカウンシルとして発展・独立させ、国立劇場や新国立劇場等を大括りの「劇場機構」にするようなAとCの折衷案も考えられ、必ずしもA～Eの5形態に固執する必要はない。
- 官から民へ、芸術的な自由度の確保から新国立劇場はAが良いが、AとCの折衷案についても検討すべき。
- 地元関係者の多くは、国立劇場おきなわはAが良いとの意見。
- 国立劇場おきなわはDもあり得る。
- 独法制度の見直しがポイントであり、当面Aでいく場合でも、見直しが検討されていく中で独法制度の大幅な改善がなされれば、それによる運営形態も考えられるのではないか。
- 寄附金を獲得しやすいという財団運営の利点を生かすことは大切で、両劇場は先を行っているとも言える。
- 国立劇場は直営で、国立劇場おきなわが財団運営委託である理由が分からない。

(コスト比較)

- 仮に振興会直営とする場合、寄附が得られなくなる制度的事情はないものの、劇場設立経緯や経済界の考え方から寄附の大幅減少が予想されるほか、独法制度では目的積立金の承認が得られない運用となっており、事実上繰越金が認められなくなる。なお、振興会は積極的に企業から寄附を集めるノウハウがないのではないか。
- 「コスト比較表」は単純すぎて、財団と振興会を統合すると何らかコストが減らせるのか不明。統合すると組織肥大化だけでなく、例えば公演水準が低下するなど興行上もマイナス要素が生ずるのであれば、そうした要素も加味して比較すべき。

(寄附金等)

- 企業は株主総会での追及や株主代表訴訟が提起されるリスクを避けるため、企業として財団へ寄附するメリットを問われる。寄附を受ける側が寄附の意義をしっかりと企業に説明できなければ、今後寄附金額が減少する恐れ。
- 諸外国の劇場の補助金・事業収入・寄附金収入の構成比率を見ると、独、英、米で大きく異なるが、新国財団はどれを目指していくのか。
- おきなわ財団は、企業から多くの寄附は望めず、寄附をもらう以上に運営委託費が削減されており、これ以上委託費を削減されない方策を考えるべき。

(管理部門、外部委託)

- 新国財団の管理部門の職員構成比率は見かけ上少ないが、管理部門の外部委託が相当大きい。一方、伊、仏ではユニオン(労働組合)が強いため直接実施し管理部門が大きい面があり、新国財団との一律の比較は困難。

(芸術監督等の整理)

- 芸術監督の在り方についてよく議論すべき。芸術監督の位置付けが組織図上不明確。芸術監督の職務内容がどのように規定されているのか。アドバイザー的な職務内容なのか。
- 芸術監督、理事長、常務理事等の関係整理が曖昧。芸術監督の財務運営に対する責任、公演作品の選定者はどうなっているのか。芸術監督の経済面への関わりや常務理事との関係についても整理が必要。芸術監督は劇場経営、観客動員に一層積極的に参画すべき。

(公演数の充実)

- 新国立劇場の公演数が少ない点は改善が必要。海外の主要劇場では毎日公演できるレパートリーが確立し、良い作品は数年にわたり公演を継続できる。

(その他)

- 両劇場に関する観客へのアンケート結果について教えて欲しい。
- 振興会と財団の役割分担表について決算報告等をより正確・適正にすべき。
- 国立劇場は 45 年間にわたる実績は高く評価され、文化財保護政策との一体性の側面が強い反面、現代舞台芸術との関係やその後継者育成の取組が不十分。